

茨城県報

号外第107号

昭和58年4月14日

木曜日

目 次

告 示

	ページ
●都市計画公園の変更（3件）（都市計画課）	1
●都市計画道路の変更（5件）（　〃　）	2
●都市計画下水道の変更等（2件）（　〃　）	6

告 示

茨城県告示第645号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸勝田都市計画公園を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年4月14日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画の変更に係る土地の区域

9.7.002 常陸海浜公園

勝田市大字長砂字山ノ神、字塙、字古保米、字横道東、字防風、字新防風の各一部

〃 大字馬渡字大沼、字中沼の各一部

那珂湊市阿字ヶ浦町字沢田、字渚、字青塚、字渋田、字千駄切の各一部

2 縦 覧 场 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第646号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により岩井境都市計画公園を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年4月14日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画の変更に係る土地の区域

5.5.001 八坂公園

岩井市大字岩井字安根井, 字板下, 字森合, 字天王下, 字天王, 字橋本

" 大字鶴戸字腰巻, 字台下, 字大田, 字ほつけ

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第647号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸勝田都市計画公園を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年4月14日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画の変更に係る土地の区域

6.5.201 那珂湊市運動公園

那珂湊市字西十三奉行の一部

" 阿字ヶ浦町字上ヶ砂の一部

" 部田野字雜ヶ砂の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第648号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により土浦阿見都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年4月14日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3.2.30号 土浦駅東・学園線

土浦市港町一丁目, 有明町, 川口一丁目, 川口二丁目, 中央一丁目, 桜町三丁目, 桜町四丁目, 大町, 大手町, 千束町, 生田町, 文京町, 田中一丁目, 田中二丁目, 田中三丁目, 字矢合場町, 大字佐野子字向谷原の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第649号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸勝田都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年4月14日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画の変更に係る土地の区域

1.3.1 常陸那珂港南線

那珂湊市阿字ヶ浦町字沢田、字千駄切、字藤兵衛久保の各一部

" 部田野字水呑、字雜ヶ砂の各一部

勝田市大字馬渡字狐塚の一部

3.1.107 常陸那珂港北線

那珂湊市阿字ヶ浦町字沢田の一部

勝田市大字長砂字防風、字渚の各一部

東海村大字照沼字渚、字田向、字根本、字水走、字原の各一部

3.1.108 常陸海浜公園線

那珂湊市阿字ヶ浦町字渋田、字千駄切の各一部

勝田市大字馬渡字中沼、字大沼の各一部

" 大字長砂字横道東、字古保米、字塙、字山ノ神、字原の各一部

東海村大字照沼字田向の一部

3.1.109 水戸那珂湊線

那珂湊市阿字ヶ浦町字渋田、字渚、字沢田の各一部

3.2.31 昭和通り線

勝田市大字馬渡字砂久保、字大沼字中沼の各一部

2 縦 覧 场 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第650号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により下館結城都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年4月14日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3.4.11 横塚・神分線

協和町大字横塚字堂東，字町北，字堂下，字町西の各一部

" 大字向川澄字川端の一部

下館市大字横島字下河原，字向館野，字七五三場，字古川，字下窪田の各一部

" 大字神分字日光前の一部

3. 3.12 中館・野殿線

下館市大字中館字松下の一部

" 大字岡芹字根田，字中田，字下，字五反田，字道木の各一部

" 大字西谷貝字岡芹道東，字三反田，字梶内，字鹿島道東，字沼堀の各一部

3. 2.33 小田林・蓮沼線

下館市大字布川字沼田，字折戸の各一部

" 大字下川島字下寺野の一部

" 大字玉戸字西新田，字山ヶ島，字西原，字桶田の各一部

" 大字飯島字下寺崎，字玉戸道東，字聖天の各一部

" 大字神分字聖天，字立町，字日光前，字南田，字北田の各一部

" 大字笛塚字笛塚の一部

" 大字栗島字岡，字栗島の各一部

" 大字灰塚字南，字堀向，字中，字町田の各一部

" 大字岡芹字猪瀬，字上田の各一部

" 大字中館字西田，字中田，字松下，字根田，字西八丁，字中道西，字中道東，字下欠
の各一部

" 大字小林字小林，字八軒の各一部

" 大字川澄字宿西，字稻荷宿東，字本田，字塚下の各一部

" 大字横島字堂合，字上久保田，字久保田，字丑ヶ淵の各一部

協和町大字向川澄字川端，字村東の各一部

" 大字横塚字堂下，字堂東，字町北の各一部

" 大字蓮沼字西原の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第651号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により岩井境都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年4月14日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3.4.6 長谷八幡線

岩井市大字辺田字原新

" 大字長谷字島原口

" 大字岩井字長谷境, 字梅ノ久保, 字百駄山, 字勝田久保, 字篠山西, 字富士越, 字八坂馬場北脇, 字棒山, 字安根井, 字坂下, 字寮道南, 字上ノ寮前, 字上ノ寮, 字寮ノ後, 字寮ノ脇, 字五斗蒔

3.4.8 長谷藤田線

岩井市大字岩井字梅ノ久保

3.4.22 辺田長谷線

岩井市大字辺田字三角, 字原新

" 大字下出島字上原

" 大字長谷字島原口, 字水頭橋

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第652号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により鹿島臨海都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年4月14日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3.3.4号 溝口、鰐川線

神栖町大字木崎砂山3の分

" 大字深芝字堀川, 字若松五郎台の一部

" 大字居切字砂山, 字大門関, 字堀割, 字外見取, 字二番割, 字四番割, 字蒲地, 字新川, 字砂居敷の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第653号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により土浦阿見都市計画及び石岡都市計画下水道を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年4月14日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画の変更に係る土地の区域

霞ヶ浦湖北流域下水道

土浦市大字荒川沖字山下、字後橋、字塚下、字向山、字田島、字六地蔵、字下道、字日ノ宮、字加戸、字石橋、字出口東、字出口西、字大道東、字大道西、字東裏及び字仙上、大字中字門、字下木、字下木番外、字五十塚、字嵩久保、字觀音堂、字一里塚、字天神前、字天神、字天神後、字天神脇、字堂下、字谷原門、字原ノ前、字猫内、字向原及び字畠下、大字中村西根字下木及び五十塚、大字右畠字逆曾、字永町、字坂下、字橋本、字高野田台、字坂下、字下神田、字西谷、字権元下、字日光峰、字西峰及び字前谷先上、大字摩利山新田、字権元池上、字三ノ輪、字三ノ輪台、字権元前、字日光峰、字台坪、字地蔵前、字中谷津及び字庚神塚、稻敷郡阿見町大字荒川本郷字於橋

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第654号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により取手都市計画下水道の変更及び伊奈都市計画下水道を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年4月14日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画の変更に係る土地の区域

取手市中央町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、新町五丁目、新町六丁目、取手一丁目、取手二丁目、取手三丁目、東一丁目、東二丁目、東三丁目、東四丁目、東五丁目、東六丁目、台宿一丁目、台宿二丁目、青柳一丁目、井野一丁目、井野二丁目、井野三丁目、井野団地、井野台一丁目、井野台二丁目、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、白山四丁目、白山五丁目、白山六丁目、白山七丁目、白山八丁目
 " 大字青柳字茂作、字長町、字本泉寺裏、字屋敷通、字畠碁田の一部
 " 大字台宿字高畑
 " 大字吉田字八幡脇、字寺脇耕地、字土位の一部

- " 大字井野字前土井, 字下沼, 字觀音免, 字花輪下, 字井野, 字除戸, 字北中原, 字林
跡, 字大原, 字南中原, 字中原
- " 大字桑原字桑原の一部, 字三升蒔耕地の一部, 字西田耕地の一部
- " 大字寺田字本郷, 字大塚, 字原谷, 字西浦, 字駒場, 字原, 字後山, 字経塚, 字堀尻,
字林西, 字佃, 字大山, 字惣代, 字小山, 字遠道, 字遠道前の各一部
- " 大字取手字大鹿原, 字馬頭作, 字八幡原, 字大鹿橋, 字駒形, 字深坪, 字仲間合, 字山
崎, 字西作
- " 大字稻字羽中, 字後田の一部, 字向原の一部
- " 大字野々井字前原, 字堂の下, 字柏原, 字五十塚, 字中峠, 字堀尻, 字比丘尼後, 字石
井の一部, 字東谷津の一部, 字大門の一部, 字陳谷原の一部, 字赤坂の一
部, 字渡戸の一部, 字向尻の一部
- " 大字米ノ井字辻田, 字出土, 字後原, 字天王下, 字柳作, 字三王山, 字志遍, 字入口,
字大道, 字境内, 字様作, 字南下夕田, 字新屋敷, 字前原, 字松山, 字南
田, 字堂脇, 字堂の下, 字東山, 字赤坂の各一部
- " 大字下高井字田向, 字永山, 字本薬師の一部, 字水砂の一部, 字経塚の一部
- " 大字戸頭字大日, 字館ノ越, 字新屋敷, 字前畑の一部, 字花輪の一部, 字中坪の一部,
字宮ノ前の一部, 字白旗の一部
- " 大字小文間字利根耕地, 字台道南耕地, 字新田, 字塙山, 字六反耕地の各一部, 字飯沼
藤代町大字清水字堀添, 字井堀添, 字悪水附, 字三軒家屋敷, 字三軒家前の各一部
- " 大字中田字往還東側の一部, 字往還西側の一部
- " 大字谷中字丁張の一部, 字相橋, 字元畑, 字中道, 字本田
- " 大字小浮気字本田の一部, 字新田の一部, 字沼田
- " 大字藤代字新田の一部, 字箕輪前の一部, 字蔵前下の一部, 字蔵前溝下, 字蔵前, 字箕
輪, 字内谷原, 字本田堤付, 字屋敷付, 字藤代
- " 大字片町字裏畑, 字北側, 字浅間前, 字南側, 字南裏畑, 字南裏, 字用水閂枠
- " 大字宮和田字出山, 字遠坪, 字中畑, 字北側, 字南側, 字大門, 字片町裏, 字砂田, 字
寺脇, 字経塚, 字東正寺裏, 字閑, 字道上, 字道下, 字下閑, 字南, 字堤下
の一部, 字飯沼の一部, 字畑田の一部, 字蔵前, 字蔵屋敷, 字宮面, 字柳下
- " 大字平野字大道附の一部, 字平野の一部
- " 大字鶴木字堂面, 字根田耕地, 字鶴木の一部, 字本郷, 字四ツ割, 字中組, 字鹿島脇,
字下組, 字長町, 字上耕地, 字上蓮田, 字下耕地, 字長畑
- " 大字押切字沼, 字下耕地, 字押切の一部
- " 大字渋沼字沼付, 字渋沼の一部
- " 大字高須字押耕地の一部, 字彦耕地の一部
- " 大字神浦字曾根前の一部, 字大塚の一部

- " 大字中田字中田の一部
- " 大字下萱場字永腐, 字草米場, 字下萱場の一部, 字船戸道下の一部
- " 大字新川字御立野
- " 大字中田字寺耕地の一部, 字前畠耕地の一部, 字中畠耕地の一部, 字北敷耕地の一部,
字長嶋耕地の一部, 字下畠耕地の一部
- " 大字萱場字萱場の一部

都市計画を定める土地の区域

伊奈村大字勘兵衛新田字勘兵衛新田の一部

- " 大字板橋字上街道, 字原新田, 字大庭, 字東街道, 字本村, 字板橋, 字閑場, 字五反
田, 字立羽の各一部
- " 大字谷井田字北耕地, 字南耕地, 字前田, 字寺前, 字内郷, 字北浦の各一部
- " 大字小張字新山, 字大池, 字大池下, 字大日下, 字一六前, 字川中, 字勘橋上, 字勘橋
下, 字白山下, 字上宿下, 字松山下の各一部, 字新宿, 字谷ノ下, 字小張の各
一部
- " 大字小島新田字間ノ原の一部
- " 大字南太田字南太田の一部
- " 大字福原字福原の一部
- " 大字上島字上島, 字上坪, 字中坪, 字屋敷付の各一部
- " 大字福田字屋敷, 字福田の各一部
- " 大字山王新田字山王新田耕地, 字上耕地, 字下耕地の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヶ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所